

2020年4月スタート

『同一労働同一賃金』

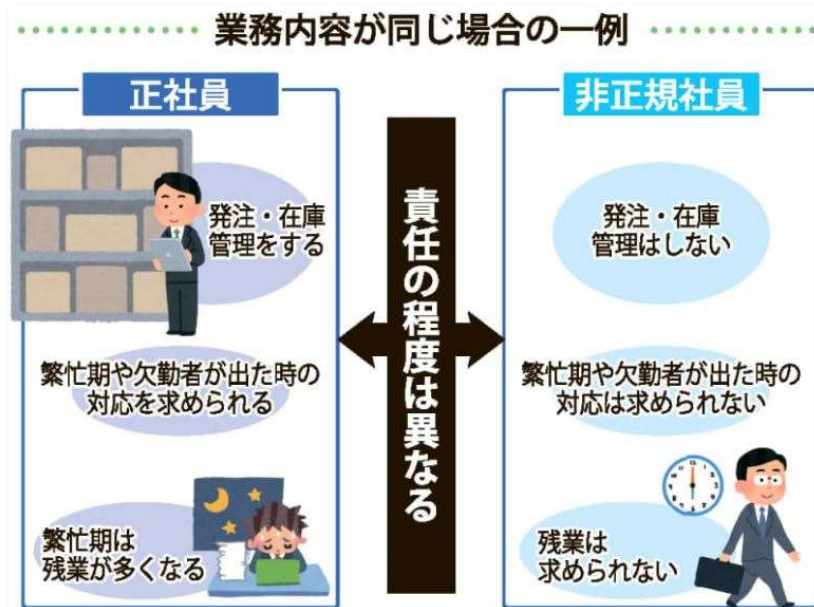
不合理な 待遇格差をなくす

正社員と非正規社員の間で不合理な待遇格差をなくす「同一労働同一賃金」が大企業で来年4月から、中小企業で再来年4月からスタートします。

どういう法律なの？

同じ会社内で働く正社員と非正規社員の能力や成果などが同じ場合、給与や教育訓練、福利厚生などを同じ水準にし、不合理な待遇の格差をなくす考え方は、4月施行の働き方改革関連法に盛り込まれました。

4月施行の働き方改革関連法に盛り込まれました。



業務内容が同じ場合の一例

待遇の考え方は？

(1)「継続して行う業務の内容＋責任の程度」

(2)「職務内容と配置の変更範囲」

から主に判断します。(1)と(2)が同じ場合、非正規社員であることを理由に、正社員との待遇に差をつけることが禁止されます。

一方(1)と(2)のどちらかが異なる場合は、役割のバランスに応じて判断します。

例えば(1)の業務内容が同じ正社員と非正規社員のケースです。正社員が発注や在庫管理をし、繁忙期には残業が多くなるのに対し、非正規社員は発注や在庫管理、残業を求められないとします。この場合、責任の程度が異なるため「同一労働」と判断しません。

次は「不合理」とされる待遇差の一例です。通勤にかかる交通費について正社員は上限なく支払っているのに、非正規社員には上限を設けているケースがあります。交通費は、通勤に必要な経費を支給する手当。職務内容と関係がないため、同一の取り扱いをすべきと考えられます。

※詳細は厚生労働省ホームページ「同一労働同一賃金特集ページ」を御確認下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



税理士法人 大平経営会計事務所

440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118

(令和2年2月レターケース)